

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

鹿角市

2 構造改革特別区域の名称

果実酒・どぶろくの地かづの創造特区

3 構造改革特別区域の範囲

鹿角市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置と地勢

鹿角市は、昭和47年4月、「人」の往来や「もの」の流通の高速化・大量輸送化に対応できる行財政基盤の強化と地域発展を目指して、花輪町、十和田町、尾去沢町、八幡平村の4町村が合併して誕生した。

北東北三県のほぼ中央となる秋田県の北東部に位置し、その地理的特性から、多くの史跡や祭り、民俗芸能が残るとともに、南北に十和田八幡平国立公園を抱え、奥羽山脈の峰々と米代川に代表される清流が織りなす四季の風情が豊かな都市であり、漂泊の詩人「石川啄木」が詠んだ詩にもその一端をかいま見ることができる。

市域は、東西20.1km、南北52.3kmに達し、総面積707.34k㎡の広さを有し、その8割を林野が占めており、温泉などの自然や豊富な特産物といった地域資源に恵まれている。

また、東北自動車道の鹿角八幡平と十和田インターチェンジにより、盛岡・青森・八戸などの主要都市と約1時間で結ばれ、これらの都市との経済・文化面での交流圏となっており、花輪線と東北新幹線との接続に加え、近隣の大館能代空港の開港は、東京・大阪両都市との時間短縮だけではなく、観光等の産業面に刺激を与えている。

(2) 気候

本市は、奥羽山脈系の諸高山に囲まれ、内陸型気候に属する季節の変化が明瞭な盆地特有の気候である。年平均気温は9.3℃、年間平均降水量は1,318.8mmであり、7月の165.8mmが最も多い。

また、冬季は、最低気温が-15℃を記録することがあり、積雪が50cmを越えるなど寒冷な気候である。

(3) 人口

人口は、昭和47年の本市誕生時点の49,691人をピークに減少傾向にあり、平成12

年から平成17年までの減少率は6.1%と、県内平均の3.7%を上まわっている。

また、平成17年の高齢化率は30.7%と、県内平均の28.1%を上まわっており、少子高齢化の進行が顕著である。

(参考) 人口の推移 (単位：人、%)

区分	平成7年		平成12年		平成17年	
	総数	構成比	総数	構成比	総数	構成比
総人口	41,184	100.0	39,144	100.0	36,753	100.0
0～14歳	6,453	15.7	5,366	13.7	4,640	12.6
15～64歳	25,546	62.0	23,326	59.6	20,848	56.7
65歳以上	9,185	22.3	10,452	26.7	11,265	30.7

(資料：国勢調査)

(4) 産業

本市の第1次産業の就業者構成比は、近隣類似団体と比較すると高い水準にあるが、減少を続けている。一方、第3次産業の就業者構成比は、近隣類似団体と比較すると低い水準にあるが、増加しており、第1次産業、第2次産業からのシフトが見られる。

従来、本市は、大小の鉱山における鉱業を主要産業として発展したが、昭和後期には閉山が相次ぎ、主要産業を喪失することとなった。その後、一定の産業規模を持つ農業と豊富な天然観光資源・文化的史跡を背景とした観光を産業振興の大きな柱として発展を図っている。

農業においては、中山間地が多いものの、水が豊かで寒暖の差が大きいため、水稲や野菜などの複合経営や台地を利用した果樹栽培や畜産が特徴である。しかしながら、兼業化が顕著であり、農家の高齢化、担い手不足、米の生産調整や価格の下落に起因する耕作放棄地の増加など、農業を取り巻く環境は厳しいものとなっている。

また、観光においては、かつての国立公園や温泉を売り物とした団体旅行から、家族、グループ、個人による体験型旅行などの形態へシフトをしている中で、従来の受入体制から脱却できず、農業体験と観光の融合といった近年のニーズに対応した旅行商品の開発が遅れており、観光客の減少が進んでいる。今後予定されている新幹線の青森、北海道への延伸により、さらに観光客の減少も見込まれ、対応が急務となっている。

(参考) 産業別就業者数 (15歳以上) の推移 (単位：人、%)

区分	平成7年		平成12年		平成17年	
	総数	構成比	総数	構成比	総数	構成比
就業者数	20,883	100.0	19,663	100.0	17,812	100.0

第1次産業	3,582	17.2	3,160	16.1	2,777	15.6
農業	3,373	16.2	3,021	15.4	2,700	15.2
林業	207	1.0	132	0.7	75	0.4
漁業	2	0.0	7	0.0	2	0.0
第2次産業	6,977	33.4	6,280	31.9	4,879	27.4
第3次産業	10,322	49.4	10,217	52.0	10,082	56.6
分類不能	2	0.0	6	0.0	74	0.4

(資料：国勢調査)

(5) 課題

本市の農業においては、従来からの主力である「鹿角りんご」や「あきたこまち米」に加え、「北限のもも」や「淡雪こまち」といったブランド化を目指した取り組みが急速に進められている。

しかしながら、これまでの生産だけを主とした農業では、所得向上が見込めない状況にある。そのため、特色ある農産物に加工から販売までの高付加価値化を図る加工商品の開発や販路を拡大し、生産意欲と能力のある人材の確保、育成による生産体制の強化を進め、経営の安定化を図らなければならない。

また、観光においては、交流人口の拡大を図るため、観光資源と連携し、本市での農業や食、森林セラピーなどといった田舎暮らし体験を提供するNPO法人が設立され、交流体験のメニュー化や地域食材を活用した特色ある食のメニュー化に新たに取り組んでいる。

こういった取り組みを進める中で、地域により多くの恩恵を及ぼすためには、産業の垣根を越えた各分野の連携により、相乗効果をもたらす新たなブランド商品を創出し、農産物の消費拡大や新たな観光資源による交流人口の拡大を、より具体的に推し進めることが重要な課題となっている。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市の都市農村交流事業は、東京都葛飾区四つ木地区との間で農家民泊や食の交流まつりが行われている。その歴史は25年にも及んでおり、交流経験がある農家も年々増加している。このような流れの中で、産地直売所の運営や首都圏での物産展などのイベントへの参加、観光農園や農家レストランを開業する生産農家、民宿から農家民宿への転換を検討する農家が現れ始めている他、NPO法人が農業への参入を目指している。

特区計画の認定を受けることにより、これらの活動を展開している各農家が特色を生かしながら、果実酒や濁酒の製造に取り組み、農家レストラン、農家民宿等で発祥の地である「きりたんぼ」、「そば」といった郷土料理や「かづの牛」、「八幡平ポーク」、「比内地鶏」といった地場産の食材と合わせて飲用として提供することが可能となる。これが地域の新たな魅力となり、地産地消やブランド化による消費拡大が

図られていく。

また、観光イベントや首都圏の物産展において、果実酒や濁酒と特色ある食とのマッチングを広くPRすることで、全国へ特産品の情報発信を行い、本市の認知度が高められる。従来のメニューに加え、新たな観光商品として売り出していくことにより誘客が図られ、交流人口が拡大される。

さらに、農家との連携により特産物を原料とした果実酒、リキュールの製造を計画する事業者が現れるなど、新たな産業と雇用の創出といった面でも期待されている。

以上のように、本市において果実酒、濁酒、リキュールの製造を行うことは、産業の垣根を越えた各分野の連携による市域全体の活性化が図られることから、特区計画の意義は非常に大きい。

6 構造改革特別区域計画の目標

農家が生産した「あきたこまち米」、「淡雪こまち米」による濁酒と、「鹿角りんご」、「北限のもも」といった地域の特産物を原料とした果実酒、リキュールを生産することにより、農産物の地産地消や特産物のブランド化による消費拡大と本市の認知度、地域知覚度の向上を図るとともに、農業体験や農家レストラン、農家民宿、果実酒、濁酒の製造見学といった新たな観光資源を加えることにより、交流人口の拡大を図る。

さらに、農産物や特産物の消費や販路を拡大することにより、農業と観光の活性化へとつなげる他、担い手や新たな雇用の確保を図り、市域全体の活性化を推進し、特色ある食文化による「出逢い賑わう北の美味し里かづの」の実現を目指す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

農家が生産した果実と米、特産品による果実酒、濁酒、リキュールを製造することは、本市の農業や観光において効果が大きい。秋田県は、一人当たりの酒類消費量と食料自給率が全国の上位にあり、地産地消といった効果や特色ある「あきたこまち米」や「淡雪こまち米」を使用することにより、濁酒のブランド化が期待される。

また、りんごやももといった果実の規格外品を活用して、果実酒、特産酒類を製造することは、廃棄費用の軽減や加工による新たな付加価値の創出を図ることになり、経済的な効果も大きい。

加えて、農業体験などのツーリズムや郷土料理や地域食材と組み合わせた濁酒等の提供は、農業と観光に相乗効果を生むものと予想される。特に、「きりたんぼ」と「そば」には濁酒、「かづの牛」や「八幡平ポーク」などの肉にはワインといった、料理に合わせた相性の良い酒類を提供可能な東日本では数少ない地域としての存在感を示すことにより、交流人口や消費が拡大され、農業経営や観光経営の安定化が図られる。

これらにより、農家や観光事業者などの意識改革が進み、連携の強化と起業精神を

醸成し、雇用の確保や農業に対する市民、特に若い世代の意識の変化につながり、地域経済の活性化が図られる。

(1) 新規起業の促進

区分	平成20年度	平成23年度(目標)	平成25年度(目標)
果実酒製造者件数	0件	0件	2件
濁酒製造者件数	0件	2件	3件
リキュール製造者件数	0件	1件	1件

(2) 農業所得者数の増加と農業総所得の向上

区分	平成20年	平成23年(目標)	平成25年(目標)
農業所得者数	161人	164人	167人
農業総所得	343,469千円	350,000千円	357,000千円

(3) 交流人口及び滞在人口の増加

区分	平成20年	平成23年(目標)	平成25年(目標)
交流人口(観光客数)	2,108,762人	2,214,000人	2,324,000人
滞在人口(宿泊客数)	271,953人	285,000人	299,000人

8 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

709 特産酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 魅力ある食づくりの推進

地域ブランドである「北限のもも」や新たな地域ブランドを目指す「淡雪こまち米」の産地化を推進するため、作付面積の拡大に向けた支援を行う。

不作付地や耕作放棄地へのそばの作付けや機械の導入を奨励することにより、そばの里づくりを進める他、きりたんぼ発祥地かつのを全国にPRする。

(2) 癒しと体験の里づくりの推進

温泉や食、農業体験などを着地発信型旅行商品として造成し、イベント開催や都市圏でのキャンペーン、インターネットでの積極的な観光宣伝の展開により、誘客を図る。

(3) かづのde “ふるさとライフ” の促進

都市住民の本市での交流体験を促進するため、農業や食、森林セラピーなどの田舎暮らし体験を提供する廃校を活用した施設を拠点に、空き家データベースの運営、住環境整備の支援、相談、情報発信などを行う。

また、農家民泊体験やワーキングホリデー、地域おこし協力隊といった取り組みを進め、都市と農村の交流を推進する。

(4) 果実酒・どぶろくの地かづのを創造

特定事業の実施を検討している農家や事業者などを対象とした学習会を開催するとともに、実施者に対するアドバイザー制度を確立し、小規模製造所整備、研究会の設立、イベント開催に支援を行い、計画の実現を図る。

別紙

1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家民宿、農家レストランなど）を営む農業者で、果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）又は米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料として特定酒類（果実酒又はその他の醸造酒（以下「濁酒」という。））を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

① 事業に関与する主体

上記2に記載した者で、酒類製造免許を受けた者

② 事業が行われる区域

鹿角市の全域

③ 事業の実施期間

上記2に記載した者が、酒類製造免許を受けた日以降

④ 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載した者が、果実酒又は濁酒の提供を通じて地域活性化を図るために果実酒又は濁酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家民宿、農家レストランなどを営む農業者が、果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）又は米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料として特定酒類を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、地域に新しい特産品を生み、地産地消やブランド化により消費を拡大させるほか、農業体験などのツーリズムと特定酒類等を組み合わせることにより、都市と農村の交流を活発にし、交流人口を拡大させるものである。

また、農業や観光との一体的な事業展開により、相乗効果が生まれ、農業経営や観光経営が安定し、農家や観光事業者などの意識改革が進み、地域の活性化にもつながる。

なお、当該特定事業により酒類製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳事務が発生し、税務当局の検査、調査の対象とされる。

本市では、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法上の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。

別紙

1 特定事業の名称

709 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産された地域の特産物（リンゴ・モモ・ブルーベリー・ブドウ）を原料とした果実酒又は地域の特産物（リンゴ・モモ・ブルーベリー・ブドウ）を原料としたリキュールを製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

① 事業に関与する主体

上記2に記載した者で、酒類製造免許を受けた者

② 事業が行われる区域

鹿角市の全域

③ 事業の実施期間

上記2に記載した者が、酒類製造免許を受けた日以降

④ 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載した者が、地域の特産物を原料とした果実酒又はリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒又はリキュールを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本市が指定する地域の特産物であるリンゴ・モモ・ブドウ・ブルーベリーを原料とした果実酒又はリンゴ・モモ・ブドウ・ブルーベリーを原料としたリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロリットルにそれぞれ引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、地域の特産物を新たな地域ブランドとして活用することができ、農業の振興につながるものである。

また、特産酒類の製造や活用などの新たな産業の創出といった起業精神が醸成され、雇用の確保にも寄与することが出来る。

なお、当該特定事業により酒類製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳事務が発生し、税務当局の検査、調査の対象とされる。

本市では、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法上の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。